

カラ出張

裏金

# 協議内容

将来予測

# それって『秘密』？

～情報公開は秘密保全法ができたらどうなる～

密約

憲法違反

ワイン代

TPP 交渉

講師 **内田 隆** さん

(全国市民オンブズマン連絡会議 事務局、  
NPO 法人 情報公開市民センター 事務局)

2013 年

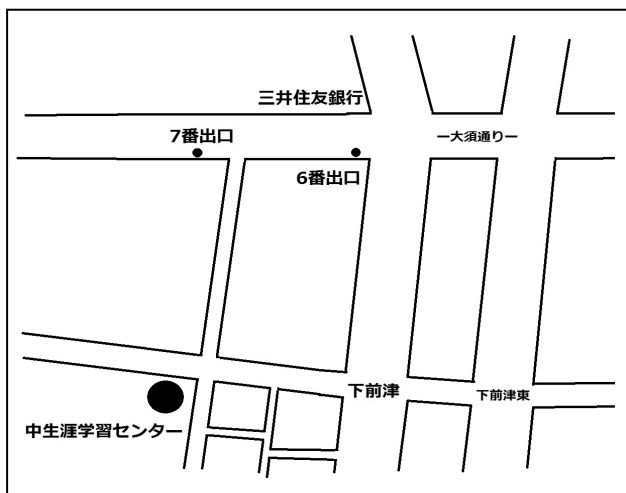
**6/2** (日)

**13:30～16:00**

入場無料・申込不要

## 中生涯学習センター 視聴覚室

地下鉄「上前津」6 番出口より南へ約 250m



「秘密保全法」ができたら「防衛」「外交」「公共安全及び秩序の維持（主に警察情報）」が隠されるみたいだけど、一般の人にどういった影響があるの？「情報公開が大切」とよく言われるけど、「情報公開」はどうして必要なの？

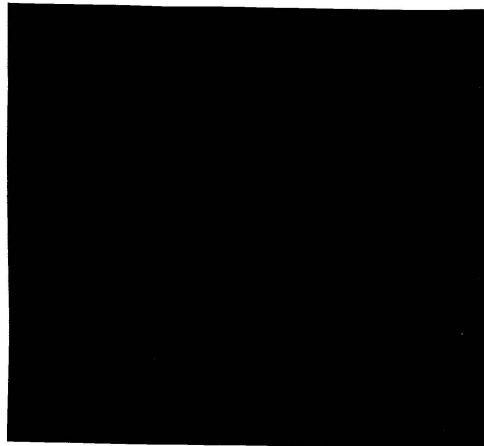
…そんな疑問にお答えします！長年、実際に役所に対し情報公開請求をしてこられた市民オンブズマンの内田さんを招き、「情報公開」という武器で行政の違法や不当を追及してきた経験を踏まえ、「情報公開」が役所に与えたインパクト、今でも「防衛」「外交」「公共安全・秩序維持」に関する情報が公開されていない実情、「こんなもまで『ヒミツ』にされていたの？」と驚いた具体例などをお聞きします。

秘密保全法は、情報の非公開部分を広げるだけでなく、行政を監視する市民への圧力も確実に高めます。「面倒なことが起きたら嫌だから行政を見張るのはやめておこう…」で本当にいいんですか？みんなで一緒に考えてみませんか？

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

我が国の防衛、外交又は公共安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

第1 骨子



第2 留意事項

← 情報公開で開示された秘密保全法案の概要

主催 秘密保全法に反対する愛知の会 <http://nohimityu.exblog.jp/>

お問い合わせ 弁護士法人名古屋南部法律事務所 TEL 052-682-3211

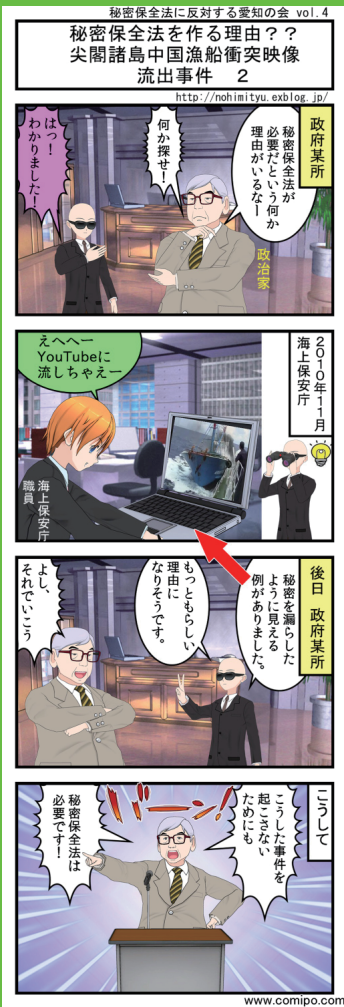
# 秘密保全法

いま  
わたしたちの知る権利や  
わたしたちのプライバシーが  
侵害されようとしています

# ! X ?

# STOP! 秘密保全法

秘密保全法に反対する愛知の会  
<http://nohimityu.exblog.jp/>



秘密保全法に反対する愛知の会 Tel.052(682)3211 Fax.052(681)5471  
名古屋市熱田区新尾頭一丁目6番9号金山大和ビル 弁護士法人名古屋南部法律事務所所気付

## 秘密保全法の4つの危険

### その① 国民に隠される大事な情報

秘密保全法制は、保護する「特別秘密」の範囲を①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持の三分野としており、かつての国家機密法案以上に広範です。また、秘密とするか否かを決めるのは情報を保有する行政機関で、第三者によるチェックもありません。政府の都合によって、例えば自衛隊、原発、TPP交渉など、私たちの生活に関わる様々な重要情報が隠されてしまいます。

### その② 広く市民まで重罰で処罰

秘密とされた情報について、公務員だけでなく、研究者や民間企業の技術者・労働者などにも秘密保持義務が課され、漏えいは、内部告発や過失（不注意など）であったとしても処罰の対象とされます。また、行政機関によって秘密とされた情報の取得行為も処罰の対象とされることがあります。しかも、情報を取得できなくても、取得行為を実施しなくても、教唆、共謀、扇動行為として独立して処罰されます。処罰の最高刑は懲役10年といわれています。国民の様々な活動に最高10年の懲役刑という重罰が科せられることとなります。

### 学習会の講師を派遣します

秘密保全法の危険性を広めるため、学習会の講師として弁護士を派遣します。講師料は必要ありません（交通費は実費）。ご相談ください。

### その③ 知る権利を侵害、市民の自由を抑圧

様々な国民に秘密保持義務が課せられて、その漏えいが処罰されるばかりでなく、マスコミによる取材活動や一般市民による情報公開要求など情報へのアクセスも処罰の対象とされ、官憲による捜査の手や処罰の危険が及びます。そのため、国民の生活に関わる重要な情報を入手したとしても、処罰を覚悟しない限り、社会に発信したり、マスコミに伝えることができなくなります。取材なども著しく制限されることになり、国民の知る権利、表現の自由や学問・研究の自由などの様々な権利、自由が危機にさらされます。国政に関する情報は国民に公開されるのが原則であるはずなのに、国民はそれを知ることすらも議論することもできなくなってしまいます。

### その④ 国民を監視し選別する「適性評価制度」

「適性評価制度」といって、行政機関や警察が、秘密を取り扱わせようとする者について、本人及び配偶者等の関係者に対しても、職歴、活動歴、信用状態、通院歴等の調査を行い、選別することを可能とする制度も導入されようとしています。例えば、借金など弱みを握られて情報を漏らすおそれがないかどうかと金融機関が調査されたり、精神的状態に問題はないかと通院している病院まで調査されます。公務員だけでなく民間の業者や労働者も対象となり、多くの国民がプライバシー侵害、思想・信条による差別などの人権侵害の危険にさらされます。